

奈良国立文化財研究所年報

1960



奈良国立文化財研究所

能面「翁」

正福寺
(海神社伝来)

鑼 一双

手向山神社

常 瑰 伽 院 指 圖

仁 和 寺

明本抄第十 奥書

興福寺

飛鳥板蓋宮伝承地

北遺構（北より）

平 城 宮 跡

石敷(A) 及び掘立柱建物(B) (西より)



目 次

能面「翁」鑑	常瑜伽院指圖
口繪 明本抄第十三奧書	飛鳥板蓋宮伝承地
平城宮跡	
昭和34年平城宮跡第2次発掘調査概要	1
彫刻の調査と研究経過	5
仁和寺「常瑜伽院指圖」について	11
飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査概要	14
興福寺藏観通木明本抄および紙背文書	19
造跡・庭園の調査	27
図版解説(住吉盆・鏡)	26
昭和34年度調査研究概況	13
研究所の組織と構成	33
	34

昭和34年平城宮跡第2次発掘調査概要

建造物研究室・建築
歴史研究室・考古

特別史跡「平城宮跡」の第2次発掘調査を昭和34年7月21日から12月15日までの148日間にわたって実施した。本回の調査地域は、通称一条件の北側、佐紀池の東側にあたり、関野貞博士推定による内裏の西北隅をしめる一割で、調査面積は約30アールに達した。

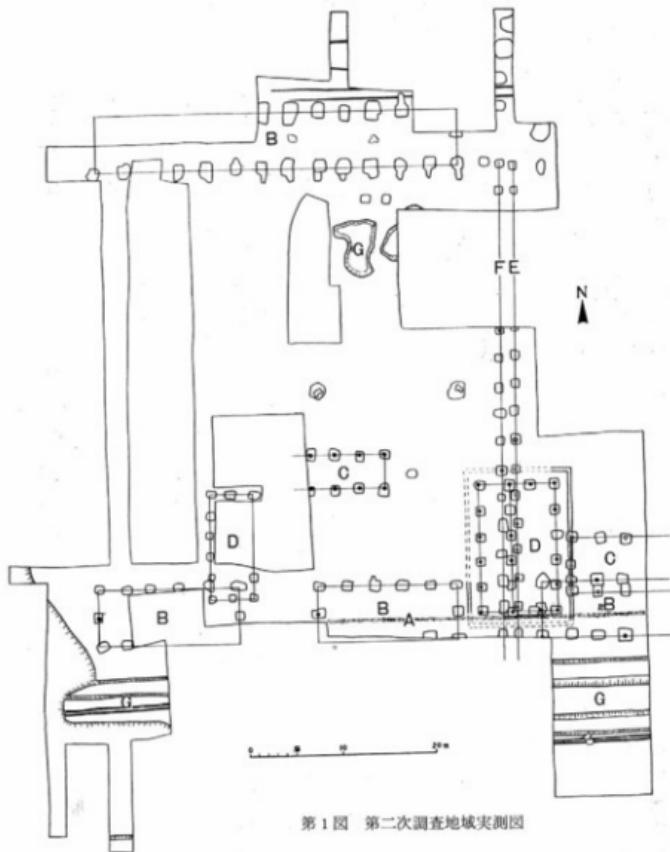
調査の結果、掘立柱式の建物の遺構が重なりあって検出され、それらの建物が造営された時期の先後の決定には非常な困難を伴なつたが、少くとも7回以上にわたりてこの地域に造営が行われたことを知り得た。かりにそれらをA-G群として区別し、記述する。

A群——この地域の原地形は沼状の湿地帯だつたらしく、それを埋立てさらに1m以上の土盛りを行つたのがこの地域の最初の造営である。この土盛りと共に造られたと推察される建物の遺構はなんら判明せず、ただ発掘地南端にコブシ大の礎を巾約60cmにならべた石敷が東西に走るのが認められた。この石敷は一見雨落溝の如き形態だが、これをさかいで当時の地表が南で低く、北ではさらに高かつたと考えられる点があり、のちに北方の地域が削平され、そのためA群時期の他の遺溝が残らなかつたものと解される。このことは同時に、この石敷が何らかの南北の境界の役目をはたしていたことを推測させる。

B群——A群の石敷の北側を削平して全体をならし、掘立柱の建物

が建てられた。建物は石敷をまたいで東西に3棟建ちならび、それに平行して北約45mのところに東西に長い1棟の建物がある。南の3棟は同一規模のもので、東西5間、南北2間（柱間各約3m—天平尺10尺以下同様）、各建物はほぼ9mの間隔をおいている。東端の建物は桁行3間分を確認したのみで、以東は調査地域外に延びている。この3棟に平行する北の建物は東西13間、南北2間（柱間各約3m—10尺）のもので、3間ごとに間仕切があつたらしい。側柱は掘立柱だが、妻柱と間仕切中央柱は根固石様の石を伴つた浅い掘りこみによるものであることが注意された。この北の建物は南の3棟のうち西2棟のほぼ真北に平行して対置する形勢を示し、その間は広い空地であったとおもわれる。この南北の4建物を一群としたのは、このような平行性や柱間寸法の一致によつたのである。このB群建物が東へどの程度連なつていくかは、今後の調査にまたねばならない。

C群——2棟の建物からなり、1棟はB群の南中央建物の北約10m、南北1間（柱間約3.6m—12尺）のものである。他の1棟はB群南東建物に一部重なり、その北に検出されたもので、東西2間以上、南北2間（柱間各約3.6m—10尺）で、東限は調査地域外にある。この2棟は、



第1図 第二次調査地域実測図

B群以外の東西に長い建物として括した。

D群——今回の調査地域内で始めて南北に長い建物があらわれる時期である。2棟の建物からなり、1棟はB群南西建物と一部重複してその北に検出されたもので、南北5間東西2間（柱間各約3m—7.5尺）である。これに平行して東西4mにある他の1棟は、東西2間（柱間各約2.7m—8尺）、南北5間（柱間各約2.7m—9尺）の身舎の西に柱間3m—10尺の廻がつき、側柱列の外約1.3mのところに巾約0.4mの雨落溝がめぐつた建物である。どちらも掘立柱で、雨落溝も特別の構造はない。

E群——D群建物廢絶後、その東方建物中央附近に南北にならんだ掘立柱掘方を伴う造営が行われた。この柱列の柱間は各約3m—10尺で、調査地域内に14本確認、総延長約48mにおよび、全調査地

域を東西に分割する形勢を示している。壁又は柵の如きものの遺構であろうか。

こののちに、全地域にわたり第2回目の土盛りがおこなわれてゐる。特に南西に厚く（約60cm）、東および北では薄い。この土盛りが行われ特に南西に厚く（約60cm）、東および北では薄い。この土盛りが行われたのは、原地形が南西に下つて

いたことからお

して、第1次土

盛り以後かなり

の地盤沈下があ

つたためではな

かるうか。

この第2次土

盛り工事以後に

2群の造構があ

るが、その間に

時間的前後関係

があつたかどう

かは確認できなかつた。

F群—**E群**

の柱列の西約1.6

mに平行してな



第2図 B群東建物



第3図 B群北建物

らぶ同様な掘立柱列の遺構であり、同じ性格のものと考えられる。第2次土盛り工事直後も、その直前とほぼ同じ状況だつたと推測される。2列の溝とその間が土累状を呈する遺構がある。溝は部分によつて異なるが、巾約0.6-1.5m、深さ約0.6-1.5m程度、土星

状の部分の巾は約3.5mである。おそらく東西に走る築地とその両側の溝の遺構であろう。またその雨の溝の下に花崗岩の礎石が2個埋没されており、礎石を用いた建物がこの附近にあつたと



第4図 G 群 土 器 潜 り

その器形の種類は限られ、絶数は約2千個体にのぼる。さらに調査地域のはば中央附近で、2個の凝灰岩が発見された。どちらも第2次土盛り後それに掘りこんだ土坑中におちこんだ状態で発見され、ともに約55cm四方で一边にえぐりがあり、両者をあわせてると中央に六角形の穴が形成される。

第2次盛土に掘りこまれていた。そのなかには一時埋没された状態で、主として供膳形態の土師器が発見された。

りにある東西約4m、南北約5m、深さ約0.5mの階円形の坑で、第2次盛土に掘りこまれていた。そのなかには一時埋没された状態で、主として供膳態態の土師器が発見された。

ほぼ同時期と遺物から推定される特殊造構がある。それは調査

以上のような造構にとまつた遺物としては、瓦類は平城宮跡の他の部分と比較して発掘面積の割合には少なく、他に第2次の盛土中から万年通宝2枚、神功開宝9枚、不明1枚計12枚が一連につなぎあわされた状態で発見された。これは第2次土盛工事実施時期の上限を示している。遺物の大部分をしめるG群出土の土器は、出土状況が特異であるとともに、ほとんどが供膳形態でしかも器形の変化が少なく多數であり、整理後には当時の宮廷生活の一部を考えしめる資料となるであろう。またその绝对年代も比較的短期間に限定され、土器編年研究上にも重要な手掛りとなる。

以上が本回の調査結果の概要だが、通説するど、この地域が平城宮の中央地区の北部に位置し、その一割を南北に区切る一つの境界線に近かつたこと、その境界線以北においてもA—G群にみられた多数回の造営工事の行われたことが知られた。このように造構を個々別々にのみでなく、組合せの形で、平城宮全体との関連のうちでわずかでも把握し得たこと、それらを時間的な結びつきから考察し得たこと、これが本回の調査の一つの成果であったといえよう。これは約30アールという大面積を握る時に発揮したことによつてはじめてなし得たことである。しかし、これらの一群の遺構が平城宮全体においてはたしていだより具体的な役割については何らの手掛りも得られなかつた。今回の大発掘調査が過去の遺跡調査の常識からすれば、大規模だが、平城宮全体からすればわずかにその1/300の面積にしかおよばないことを考へると、それも止むを得ざるところで、さらに大規模な今後の調査をまつて、はじめて解明される問題であろう。

彫刻の調査と研究経過

美術工芸研究室・彫刻

一 優東房重源の研究

優東房重源が鎌倉時代における東大寺の復興造営を中心として、あるいは播磨の淨土寺、あるいは伊賀の新大仏寺、あるいは周防の阿弥陀寺その他の適當に力を尽した一代の傑僧であることは、いまさらうまでもないことであるが、重源がその生涯になし遂げた仕事の数々

鳥羽一念寺 像 来 阿 弥 陀 如

は、彼自らが書き記した「南無阿弥陀仏作善集」に詳細に伝えられて
いるのみならず、その実際の仕事でいまになおその元のままの姿で遺
されているものも決して少くない。例えば、東大寺南大門とその二王
像や、播磨淨土寺の淨土堂とその本尊の阿弥陀三尊像や、醍醐寺の宋
版一切経や、周防阿弥陀寺の鉄宝塔とその内に納められた水晶五輪型
舍利塔などはそのもつとも著しいものであろう。したがつてこれ等に
対する調査なり研究なりは、すでに早く昭和6、7年頃から東大寺の
筒井英俊師と小林との協力ではじめられていたが、それはまた当研究
所の開設と同時に小林を中心とする研究所の総合研究としてつづけら
れ、昭和28年度には文部省の科学研究費を補助されたこともあり、そ
の後もずっと引続いて研究をおこなっている次第である。そして昭和
34年においては、かつて東大寺淨土堂に安置されていたのが、その後
いつか京都鳥羽の一念寺に移されたものと伝えられている丈六の阿弥
陀如来像を調査し、また東大寺の優東房重源像の伝來を追つて、かつ
ての優乗堂すなわちいまの行基堂の造営年次などを尋ね、さらにまた
作善集などにも記されている周防の遺石、小松原（いまの松原）、末武
(いまの花園) の三八幡宮などを調査して、それぞれかなりの成果をお
さめた。ことに一念寺の阿弥陀如来像は周丈六(実測像高7尺3寸5分)

の実に堂々としたもので、それがいわゆる藤原和様を追つて鎌倉初期あたりに造られたものであることはすぐわかるが、もしこれが寺伝のようすに東大寺淨土堂のものであれば、これはおそらく六条殿尼御前すなわち丹後局高階栄子が後白河法皇（建久3年崩）の菩提を弔うために造つたものとしてまず間違いないものと思われ、重源関係資料としてきわめて貴重なものになるわけである。

二 興正菩薩觀尊の研究

興正菩薩觀尊の研究も、当研究所としては昭和30年度における西大寺に対する綜合研究の一部としてすでにはじめられ、その最初の基礎調査の成果として同年度に発行された「西大寺觀尊伝記集成」があることは周知の通りである。しかし觀尊が鎌倉中期頃に西大寺を中心として活躍した業績のはどは、地域的にもかなりひろく、またその関係寺院その他の数もきわめて多数に上り、あまつさえそれらの寺院などには必ずといってよいくらい觀尊關係の資料を何かと伝えていたのであるから、これをすつかり調べ上げるということはなかなか容易な業ではない。したがつてこの研究は昭和30年以来ずっと続けておこなわれているとはいうものの、まだその半ばにも達していないといつてよいだらう。しかし昭和34年度においては、やはり西大寺を中心として、前にその一部を整理した本堂の文殊菩薩像の納入文書ことにその大般若經の奥書きをすつかり調べ、また西大寺文書の調査をはじめた。

金峯山寺の聖徳太子像や、円成寺の南無仏太子像や、海竜王寺の受染

明王像等の調査並びに研究をおこない、さらに遠く尾道淨土寺の聖徳太子像や淨土寺文書の調査を実施した。なお偶然の機会から觀尊ゆかりの仏師善慶の造つた薬師如来像が淡路島の正福寺で発見されたことは喜ばしい限りである。

三 藤原彫刻の研究

藤原彫刻の研究は、昭和31年度における文部省の科学研究費による小林の「和様彫刻の形成とその伝播」という研究によつてはじめられたものであるが、周知のように藤原彫刻はその作例の数もきわめて多く、また研究しなければならない諸要素もかなり多岐に亘っているのであるから、これを一応整理するだけでもなかなか容易でない。そこでこの研究ではとにかくその造立の年次とか由緒とかがたしかめられるものを主として、それ等に關係があると思われるものだけをとり上げることにした。それでもなかなか大変で、ここ数年の間にようやく次のようなものの基礎調査だけを終つた。すなわち仏師定朝によつて完成されたといわれる和様彫刻の頂点を一応、通説のように平等院鳳凰堂の阿弥陀如来像とその供養菩薩像群として、こうした和様彫刻ができるまでの経過をたどる作例として

広隆寺講堂阿弥陀三尊像、醍醐寺薬師堂藥師三尊像、岩船寺阿弥陀如來像、六波羅密寺本堂薬師如來像、同十一面觀音像、新藥師寺准胝觀音像、善水寺薬師如來及兩脇侍像、興福寺薬師如來像、六波羅密寺本堂藏菩薩像等

をとりあげ、また和様の完成とその後の伝播とを尋ねることができる

ものとして

広隆寺十二神将像、雲山寺薬師三尊像、興善寺釈迦如來及薬師如來像、淨瑠璃寺本堂九軒阿彌陀像、同里沙門天像（四天王の中）、興善寺大日如來像、法界寺阿彌陀堂阿彌陀如來像、法金剛院本堂阿彌陀如來像、善明寺阿彌陀如來像、安樂寺院阿彌陀如來像、大日寺五智如來像、大原来院薬師如來、阿彌陀如來及釈迦如來像、長岳寺阿彌陀三尊像、福寿寺千手觀音像、湯川阿彌陀堂本尊像、円成寺本堂阿彌陀如來像等を、そしてなお藤原後期でありますながらまだ前期の要素を多分に伝えているものとして

融念寺聖觀音像、鞍馬寺吉祥天像、醍醐寺薬師堂吉祥天、閻魔天及帝釈天像等をとりあげて、これ等の各像についてかなり詳しく調査もし、またきわめて精密な写真などを撮影した。

四 錬倉時代における院派仏師の研究

——日本彫刻作家研究の中——

このことがあまりよくわかつていない。ことにそれ等各作者の師弟関係その他の仏師としての立場といったようなことがほとんど明らかにされていない。そこでこの研究においては、むしろその現存作例に重点をおいて、それ等の彫刻としての様式や手法などの上から、その相互関係を明らかにして、いわゆる院派仏師の歴史をたどつてみたいと思う。いま知られている院派仏師の現存作例の主なるものは

東大寺及手向山神社釋迦堂手面（承元元年（一二〇七）院賀作

京都仁和寺慈惠太子像（建長四年（一二五二）院賀作

滋賀求法寺慈惠大師像（文永四年（一二六七）院賀作

奈良達磨寺聖德太子像（建治三年（一二七七）院惠院道作

滋賀高野神社慈惠大師像（弘安六年（一二八三）院信作

院派仏師とは、名匠定朝にはじまる専門仏師の中でそのもつとも正しい嫡系をなすもの、すなわち定朝、覺助、院助、院覺、院尊と伝えられた系統のものを指すわけで、鎌倉時代の初頭においては院尊、院実、院承、院賀等の名がかなりよく知られている。しかしどうしたことか、この院派仏師の鎌倉時代における活躍のほどは、後に述べるようにその現存作例もかなり数多く遺されていながら、それ等の各作者

滋賀金剛輪寺慈惠大師像—二聖一弘安九年（二三〇）正応元年（二六〇）難妙作
高野山常喜院地蔵菩薩像—永仁二年（二九四）院修、院漬、院唱、院亮作
無本青蓮寺阿弥陀三尊像—永仁三年（二九五）院玄作
伊勢外宮云来妙見菩薩像—正安三年（二三〇）院命作

京都神護寺浮説弘法大師像—正安四年（二三〇）定喜作
尾道淨土寺聖徳太子像—乾元二年（三〇三）院惠作
京都法華院十一面觀音像—元応元年（一三一）九院漬、院吉、院昇、院崇等作
鎌倉覺闡寺阿彌陀三尊像—元応二年（一三一）院興作
高知金剛頂寺浮説真言八相像—嘉暦二年（一三一）定著作

愛媛大山祇神社大日如來像—元徳二年（一三〇）院吉作
の如くであるが、昭和34年度においては、この中で求法寺と達磨寺と
金剛輪寺と常喜院と法金剛院との各像を調査した。この中で法金剛院
の十一面觀音像の如きは、これ等がすべてその造像にたずさわつたも
のかどうかよくわからないが、とにかくその納入文書の中に仏師とし
て院漬、院吉、院昇、院聖、院保、定審、院藏、院教、慶賀、院即、
院舜、親存、快実、院鑒、澄審、定憲等の名が見出されて、この研究
に一つの大きな光明を与えてくれた。

明応二年（西暦）吉野勝手神社若い男面、若い女面—七郎作（銘）
天文（西暦）天文と云ふ頭 柳生長尾尼神社翁面、財面、延命冠者面等
永祿五年（西暦）以前 宇陀海神社父面、黒色財面、延命冠者面、飛出面、
若い男面、怪士面等（面箱銘）
天正二年（西暦）吉野天川社翁面—おちのきたらう作（銘）
天正六年（西暦）頃 多武峯談山神社若い女面（面箱銘）
天正十九年（西暦）吉野天川社翁々面—ヤマタ・キヒヤウエ作（銘）
柳生水間八幡神社翁面—吉兵作（銘）
柳生水間八幡神社若い男面、若い女面、延命冠者面、財
面、翁面、父翁面、黒色財面

寛永五年（西暦）吉野天川社若い女面—秀能井時守（銘）

これ等は能面史の上にまことに貴重な資料となるもので、從来の能面
に対する考え方には大きな変化をもたらすのではないかと思われる。し
たがつてこの研究に於ては奈良地方にまだ残されていると考えられる
古い能面を尋ね出すと共に、また近江路や北陸道や山陽道あたりの神
社にも調査の手を指し伸べたいと思つてゐる。

かの古い能面を発見したが、そんなことが幾度か度重なつて、從来あ

まり世に知られていないかつたものでしかも室町時代のものとして間違
いないと思われる古い能面がかなり数多く知られるようになつたわけ
である。それ等の中でも、とくにこの研究によつて見出されたものを表
示してみると次の通りである。

の時期であるが、今までに調査した主なものは次の通りである。

阿弥陀如来印仏（淨瑠璃寺九終阿弥陀像納入）

毘沙門天印仏（旧中川寺毘沙門天像納入）

十一面觀音印仏（福寿寺千手觀音像納入）

阿彌陀如來印仏（遣迎院阿彌陀如來像納入）

弥勒仏印仏（興福寺北円堂弥勒仏像納入）

吉祥天印仏（淨瑠璃寺吉祥天像納入）

如意輪觀音印仏（元興寺極樂坊供奉）

千手觀音印仏（興福寺食堂千手觀音像納入）

毘沙門天印仏（興福寺食堂千手觀音像納入）

聖德太子印仏（元興寺極樂坊聖德太子像納入）

十一面觀音印仏（法金剛院十一面觀音像納入）

愛染明王印仏（元興寺極樂坊弘法太子像納入）

印仏とはまた摺仏ともいわれ、紙にいろいろ仏の姿を木版で印刷したもので、それには一紙に単独の仏菩薩をあらわしたものや、また同じ姿のものを多数並べたものなどがあつて、その形式は多種多様である。この印仏がはたしてどんな意味をもつたものであるかということは、今までにもこれを論究したものがないことはないが、どうもあまりはつきりとした結論を出していないように思われる。

そこで元興寺極楽坊における庶民信仰資料の研究をきつかけとして、たまたま同寺にかなり多数の印仏が伝えられていたを中心として、

その伝来その他の由緒の正しいもの、例えは仏像の像内に納入されていたものなどを、できるだけ數多く調べて、それ等がそれぞれどんな意味合いをもつて造られたものであるかを尋ねて、そのほんとうの意義や性格などをも研究したいと思つてゐる。現在はまだその資料集収

能面一面 尾神社 賦面一阿古父尉

これら等は多くその造像の勧進などに利用されたようであるが、その利用の仕方が時代により、また寺によつてそれぞれかなり異つたものがうかがわれるのも興味をひく。それにしても、これはやはり仏を造るという作善を、一人でも多くの人に裕さしめようとした仏家の善意から出ているように考えられて、この印仏もなかなかおもしろい研究の対象であると思う。

七 淡路島の文化財調査

昭和34年の5月27日から30日までと、8月20日から23日までの計8日間に、洲本市にある淡路信用金庫美術館の要請によつて淡路島全島の文化財を調査した。これはこれまでとかく見棄てられ勝ちであつた淡路島にも何か文化財があるのではないかということを調べると共に、

いままであまり文化財などに関心のなかつた島内の人に達にこの調査を引きかけとしてすこしでも文化財に対する認識を深めてもらうために、とくに美術館の方で企画されたものであつた。

したがつてこの調査の実施もほとんど美術館の計画した通りにおこなつたのであるが、それはこの調査のもともとの主旨からして島内を隅なく廻るというのであつたから、ところによつてはあまりじゆうぶんな調査をするいとまもなかつたわけである。しかしほば次に掲げるようかなりすぐれた文化財の数々に接することができた。すなわち

千光寺(御本山) 銅鐘(平安六年銘)
満泉寺(御本山) 金鼓(延慶一年銘)
東山寺(津名町) 藥師如来像(平安初期)
金鼓(正平三年銘)

金鼓(天文十五年銘) 鉄宝塔残欠(文保二年銘)
千手觀音像(室町時代)
國分寺(三原町) 穢迦如来像(建治三年仏頭銅円作銘)
成相寺(三原町) 大和社鉄印(平安初期)
護国寺(南後町) 大日如来像(藤原時代)
福良八幡神社(南後町) 神像八軸(鎌倉至元時代)

正福寺(南後町) 藥師如来像(建長元年仏頭銅円作銘)

の如くである。ことにこの中の竜寶寺の不動明王像は近世の粗悪な修補によつて見た目をひじようにわるくしているが、元来はまことに古様を伝えた本格的な像で、またなかなかすばらしい造型をなすものである。平安初期のものとして間違いないものであろう。また正福寺の薬師如来像は建長元年(一二四九)に仏師善慶によって造られたとの銘をもつもので、もつぱら西大寺敍尊に用いられた仏師善慶の作刻がこんなところに在るのはちよつと奇異にも思われるが、この像の様式や手法などはたしかに鎌倉中期頃の写実を主としたもので、またかなりすぐれたものである。これ等はこの調査のもつとも大きな収穫といえよう。

仁和寺「常瑜伽院指図」について

建造物研究室・建築

前々年度以来数次にわたり仁和寺の文書について調査した結果の一

部は既に発表したが、特に、建築として絵図類に注意した点の中、標題に掲げたものが最も見るべきものであると考え、ここに紹介したい。

仁和寺蔵の絵図類は三分して、御経敷と塔中蔵と黒塗手箱乙として目録がとられている。そのうち、御経敷のものは主として仁和寺寛永

再興に関するもの、もしくは再興後の諸儀式に関する指図であり、塔中蔵のは鎌倉、室町時代に行われた灌頂等諸儀式の指図を基にした江戸時代の写本である。黒塗手箱乙のは塔中蔵の原本であるようなものである。これらによると仁和寺は創立以後幾度か火災に遇い、特に中世以後甚しく荒廃していたため、寺中或は所屬院家の古図といふもの

と記し、題字として「常瑜伽院指図」とある。又附箋によつて寛永十一年より夫々の年が逆算されている。これによつて、この図は長享三年六月廿日にまず作図されて、永正六年十月中旬に清書されたもので、別の一本は真光院にあつたことがわかる。

其本一可有真光院

と記し、題字として「常瑜伽院指図」とある。又附箋によつて寛永十一年より夫々の年が逆算されている。これによつて、この図は長享三年六月廿日にまず作図されて、永正六年十月中旬に清書されたもので、別の一本は真光院にあつたことがわかる。

この常瑜伽院というものは『仁和寺諸院家記』（今仁和寺所蔵、もとは尊寿院所有のもの）中の「御室御住房處々記」に仁和寺本房として、北院・南院・大聖院・兼金台寺・光明寿院と列記した最後に掲げているもので、同じ「仁和寺諸院家記」（一条法眼が仁治三年に註したもの）には見られず、故に創立は仁治以後であり、常瑜伽院御室と呼ばれる寛性（伏見院第三御子、正応二年誕生、貞和二年入滅）に関係し、後常瑜伽院御室といふ永助後光嚴院御第五子、康安（一年誕生、永享九年入滅）も使つていたものであろう。しかし、内閣文庫所蔵の「仁和寺諸院家記」では既に見られず、この記の最後の記事が延宝五年に關係するから、江戸時代初期には既に忘れられたものとなつていて、仁和寺本坊が真光院となる以前になくなつていたものと思える。したがつて、この図が永正六年に作成された時にはまだ存在していたかも知れない。

かくて創立した時は明らかでないにせよ、常瑜伽院は鎌倉時代末より室町時代末まで存在していた院家であつて、この図はその間の成る「常瑜伽院指図」（横幅32cm）は黒塗手箱乙下段二に収められているもので、端裏書にて

長享三年六月廿日
永正六年十月中旬比此図法印御清書者也

「常瑜伽院指図」について

状態を示すものと考えていいのである。

位置については、尊寿院本の中で

真性法印記云、神殿の北方御池之上、西方、御所跡也、南方者御風呂跡也、少下所也云々

と説明し、同本南院の項で、

真性法印記云、常瑜伽院南北ハ、南院之跡也、今田地計也、三四

段許域、御池背ハ南院之池也、是寛平法皇之御所也、近来ハ常瑜伽院之池也、又池西岸大石在之、南院塔跡也云々

ともあり、南院と常瑜伽院との関係を強調している。いずれにせよ、

真性法印記を引用しているので、この真性法印記をたしかめねばならないが、この記のことは明らかでない。しかし、真性法印は心運院の齋怡法印のこと、中将法印とも号し、和氣朝臣入道三位明重の子で、宏盛法印の付法上足、天正七年二月二十一日に入滅していることがわかる。すなわち、天正七年以前には常瑜伽院は既に廃滅しており、その跡は神殿の北方といふ。この神殿は仁和寺木坊である大聖院に属するもので、この大聖院は真光院の北、一岡の西というあたりにあつたと知られる（源氏の「仁和寺諸院家記」）のであるから、今並ヶ岳中、一岡の西方にある常盤神田町とある地点を、神田が神殿に通するからとり、それより東北にある宇多野御池町が常瑜伽院の御池と見れば、その御池より西であり、常盤神田町より北の宇多野御屋敷町である辺りが、常瑜伽院の位置に推定出来る。

南院といふのは、さきの引用文では寛平法皇と見ているが、それは誤りで、高野御室（白河法皇第四子、寛治五年誕生仁平三年入滅）が始ま

られたもので、長承元年に移徙されたという（『本要記』所収古德記による）。長承四年正月二十八日に一間四面二階の丈六軒連堂が供養され、康治元年三月七日に丈六光堂（迎接堂で丈六阿弥陀如来を安置した）が供養されている。この堂の供養記が頤註の「仁和寺諸院家記」の裏書に引用されている（その協註に長承四年正月といれていることは誤りである）のによると、

南院御堂供養云、今日仁和寺覺法親王供養堂、依大慶仰已時許行向彼堂所、丈六一間四面丈六阿弥陀堂也、前有綠池水色湛々、西

有高巖流水早落、東対並岳云々

ほぼその位置を示している。東に池をこえて並ヶ岳に対し西に流があることすなわちこの流を鳴瀧と思ひ、この情景はさきの宇多野御屋敷町に南院をおく時に一致し、また南院の跡に常瑜伽院をたてたことに符合し、常瑜伽院の位置をここに推定したことに誤りがないとたしかめる。

この指図によると、院の建物は池より西に位置して、西と南には屏があり、西側の北寄りに「西御門」があり、これは御堂、客殿に通ずるハレの門となつてゐる。また南にも門があり御厨子所に通するのでケの門である。そして、殿舎は、北より大御堂・小御堂・北向客殿を含む複数殿等があり敷地の北よりに主な建物が置かれ、それから南に御中居等を含む東御所、御厨子所を含む下御所（対の舎・台所を含む）と風呂屋が独立して立ち、全体に建物は一線上に西若くは東へ交互に寄せて配置されている。離れている建物は「ツリヤ」と呼ぶ渡廊下らしいものでつないでいる。また庭には柳・松・梅・桃等が植込み

れているし、池中には「船ヤトリ」があり、北寄りの池畔には塔がある。塔の材料形態はわからない。それはさきの引用文中に「池西岸大石在之、南院塔跡也」とあるものかも知れない。

この図中、客殿と見られるものに、南向の九間の部屋には畳が敷かれた様子を示し「武家渡御之時分ノ跡也」と書きいれている。この常瑜伽院に足利将軍が来たのは、四代義教の永享四年三月十二日のことで、桜見をしているものに当る。そうとれば、この客殿は永享四年には出来ていたこと、更に、後常瑜伽院御室永助が父（後光嚴院）のために三十三回忌を忌水十三年に、生母崇賢門院一回忌（正長九年・七回忌（永享五年））に行つていることが知られ、この当り、そのような儀式に使われていたものと思い、それ以前の建築となる。図によれば、五間に六間のものに中門廊が北西に、広縁が東につき、東南には一部を東御所とする略似た規模の建物がつき、その二つを結ぶ附属の部屋（赤へりノ間、御中居）を以てした平面を示し、南北朝より室町時代初期にわたる寝殿の状況を示す好例である。

従つてこの図は『門裏記』見られる三条白河房及び十葉院の指図と併せて、院家全体を示す指図としてとりあげるべきもので、時代としてはそれよりやや下つた時の例として稀に見る貴重な資料と考える。

（杉山信三）

住吉盆（八膳の内）

奈良市雜司町 手向山神社蔵

檜材 黒漆塗
高さ4.7cm・横30.3cm・縦29.9cm
室町時代

古くより手向山神社に伝えられているもので現在は八膳を残す。桧材で布を貼りその上に黒漆をかけて仕上げたもので本格的な作成といえよう。天板のみに朱漆を塗っている。
住吉盆という名称は必ずしも正確な呼称かどうかは別として神社で古くより呼ばれていた名称で、これは祭礼、手稚会時に神饌をもる器に使用されていた。神社に伝わる文政四年校写による「東大寺八幡宮祭礼転寫会図絵(二巻)」の「伝供」の場面に神饌をもつたこの器が明写されているのをみてても判る。

天板の朱漆は八膳とも所々はげてはいるが、全体に保存がよい。小品ではあるがまとまつた姿のまことに美しい作品で、塗漆、形成からみて室町時代の作品とみられる。八膳揃つて現存していることも一つの像徴であろう。

(守田公夫)

飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査概要

建造物研究室・建築
歴史研究室・考古

この調査は現在進行中の

大和平野導水路新設工事にともなつて、その予定線上の史跡を事前に調査しようとする計画の一
部として実施したものである。予定線は、先に同
計画のもとに調査した川
原寺（高市郡明日香村大
字川原）の南を東に進み、
飛鳥川を渡つて明日香村
大字闇の飛鳥川東岸地域
にはいる。この東岸地域
は東西と南を飛鳥川の
曲流と丘陵で限られ、北
に一段低く飛鳥寺を望む
平坦な台地である。この
附近は飛鳥板蓋宮の故地

第1図 飛鳥板蓋宮伝承地附近地形図

と推定されており、また一帯の水田下には玉石敷の遺構が相当広範囲にわたつて存在するといわれていた。導水路予定地にあるこれら遺構の性格を究明するために、昭和34年4月13日から5月31日にかけて発掘調査をおこなつた。その結果の概略をここに報告する。

発見遺構

この遺構は、西の飛鳥川と東の丘陵との中央附近小字仏田とよばれ

A. 南 遺 構

る水田下に発見されたもので、飛鳥川東岸をへだたること約200m、通称立神なる小さな據のすぐ東にあたつていて、遺構は、約5.5mの間隔をもつて東西に走る

玉石積の2条の溝で南北両側を限られ、その中央に1

列の掘立柱が並んだ建物跡

である。この建物は、東西約2.5mごとに溝で区切られ、この溝でかこまれた1

区画に中央柱列が4本づつ

おさまつたものが1単位と

なり、それが東西に連続して構成されているらしい。

今回の調査ではその両端を

確かめることはできなかつたが、約100m以上連なつ

ていることを知つた。この

遺構がどの様な性質の建物の跡かという点については、

この程度の調査から結論を求めるのが無理であろう。

東西の柱間3間の建物が連立して全体として廊の如き

第2図 南 遺 構 実 測 図

形態をなしているが、各単位ごとのまとまりもありそうである。しかし、寺院の僧房などはまた異つてゐる。それにもまして、柱が中央に1列しかないので、構造的にどうまとまつてゐるかという疑問が大きい。東西にかなり細長く連なること、それを境に南と北で旧地表に高低差のあるらしいことは注意すべきところで、この遺構が飛鳥川東岸のこの台地を南北に分割する何らかの役割をはたしていたのではないかとおもわれる。

B 西 建 物

さきの南方遺構の北西、飛鳥寺伽藍中心線の南への延長線上に近く位置して、獨立柱で構成された東西1間南北8間の細長い建築遺構が検出された。建物の柱間は梁行桁行共に約3m、柱直徑は約30cmをはかった。

C 北 遺 構

南方遺構の北約120mに北限のある北方遺構は、30cm内外の大きさ

第4図 南遺構南溝細部

第5図 西 遺 構 全 景

の玉石を敷きつめた東西約18m南北約50mの石敷部分と、その東の東西約13m南北約50mの礫を敷いた部分からなり、その両者を区画づけた幅約30cmの玉石造りの溝が南北に3条、東西に2条走っていた。

建造物の痕跡は、石敷・礫敷のいずれにも認められず、北に延長したトレーンチに基壇盛土様の山土層を検出したから、この道構は屋外の庭にあたる部分と推定されよう。道構の南限は著しい湧水のため確認し得なかつた。

以上の南、西北の3

道構は、その軸線がほぼ平行または直行してそれらが同一計画のもとに営なまれた可能性を示しており、その間に広い未発掘地域があることはこれらの発掘遺構が全計画の一部分にすぎないことを考えさせるのである。

第6図　測量実験による南北道構

飛鳥板蓋宮 との関連

これらの道構が造営される以前のこの地域の地形は、トレーンチの知見により次のように推定される。すなわち、

西方飛鳥川にそつて南東から北西へのびる古墳時代後期の遺物包含層を有する台地があり、その北東の一帯は沼地となつていたらしい。この沼地を埋たて現在のように平坦にされ、その上に以上述べたような大規模な造構が造営されているのである。その營まれた時期はいつごろで、飛鳥板蓋宮との関係はどうなのであろうか。書紀の記載と現地の地形をあわせ考えて、この飛鳥川東岸の台地を板蓋宮の故地と推定する説を妥当なものと考へたが、今回の調査では、肯定否定いずれ

の結論をも引出すに足る資料は得られなかつた。しかし、南方造構の溝中から発見された土器類は、現在の土器の編年的研究からすると、板蓋宮のものとするにはやや新しく、7世紀後半のものと考えられ、この点でこの造構と板蓋宮との関係は否定されねばならない。しかし、今回の調査が限られたもので、多数の造構群がなお地下に残されていることを考えるならば、この地域と飛鳥板蓋宮との関係について簡単に結論を下すわけにはいかないであろう。

(岸井清足)

第7図 北遺構細部

第8図 出土遺物
(上より) 土師器蓋 土師器坏 須恵器四耳壺

覺遍本明本抄および紙背文書

歴史研究室・古文書

一はしがき

興福寺には零巻をも含めると數種の明本抄古写本が現存しているが、ここで取扱るのは、特に秘本として重視されて来た覺遍手澤本である。本書はすでに大日本仏教全書刊行の際、明本抄の底本として利用され、又南都七大寺大鏡（或は十大寺大鏡）にも写真が掲載されている等、特に新発見のものではない。しかし筆者冤闘の故か、本書についての詳しい紹介はいまだなされていないようである。又金十三卷中、第一、三、六、十の四巻には紙背文書があり、その中には二、三注目すべきものもあるが、これ又容易に目に触れるような形にはなっていない。そこでここでは本書についての概略と、紙背文書中の主なる若干とを紹介したい。

二 覚遍本明本抄

本書は巻子本で、本文の筆跡を見ると、第一—第七、第八—第十三はそれぞれ筆者を異にしている。第五を除く他の十二巻には表紙と本文の継目裏に「伝領覺遍」の墨書きがあり、又第六、第七にはそれぞれ次の如き墨書きがある。

（第六）文暦二年四月六日、於三条万里小路宿所、書写了、老眠数

覺春夜猶長、仍挑残更之燈、終入木之功、于時免鑑之譽、
頻報鶴籠之山將曉矣

因明末學覺遍
因明老子覺遍

（第七）文暦二年四月十七日書寫了 一校了

これによつて第一—第七の筆者は覺遍なることが知られる。では第八以後の筆者は誰であろうか。全六巻共、継目裏毎に花押があり、又第十三には建暦二年十二月廿三日貞慶奥書があるが、本文と奥書とは明かに筆者を異にしており（口喰夢風）、第八以後が貞慶筆とは考えられない。本文の筆跡は興福寺所蔵の良算書寫「因明抄」（¹）と極めてよく類似しており、良算筆と推定して誤ない。又先の継目裏花押も或は彼のものではなかろうか。

この覺遍、良算は共に明本抄の著者貞慶の弟子で、覺遍は光明院に住し、宝治元年には興福寺別当となり、正嘉二年七月入滅した。⁽²⁾ 良算是房号を正覺房と称し、聖教の奥書等にもしばしばその名が見えてゐる。

貞慶は入滅に先立つて自著「明本抄」を弟子の東北院僧都円玄（後に興福寺別當）、光明院律師覺遍に分け与えた。この間の事情は建暦二年十一月廿三日貞慶明本抄付嘱状、同月廿六日良算起請文等に詳しい。⁽³⁾ 即ち貞慶は「以上帙七奉東北院僧都、以下帙六奉光明院律師、兩人互議可令書寫残巻」ことを述べ、更に両人が「増成二本」すことを禁

すると共に、伝受についても意を用うべきことを遺言している。そして彼の生前に本書の書写を許されたのは、この著述を助けた良算のみであつたという。従つて覚遍筆の第一—第七は師から伝受された本（第八—第十三）の欠を補うためのものであろう。しかば後半は貞慶からの伝受本とも考えられるが、本文の筆者は貞慶でなくして良算である点に疑問が持たれる。

第八以後を子細に検討してみると、表紙の部分（表題および見返し）と第十三の奥書とは良算筆とは認められない（挿図1・2）。これが覚遍筆でないことは勿論である。まず表紙について言えば、その筆跡は著者貞慶のものに極めてよく類似している。表紙と本紙との継ぎ目に「伝領覚遍（覚遍自筆）」とある。これと第十見返しの問題の一部には、良算筆の貼紙による訂正がなされ、しかも第十見返しの問題の一部には、良算筆の貼紙による訂正がなされている。この場合表紙奥書が貞慶筆である理由が疑問となるが、これについては所謂明本抄日記中の次の部分で説明がつくようと思われる。⁽⁸⁾ 「明本抄訓卷之後、外題問題令書御之時、此二帙之中、今案等可有有用意事可書出之由有其仰、仍書出於御前畢、（中略）此目録大切事也。後ニ光明院ニモ可申、清書シテ一枚ハ可遣也（下略）」、「建暦二年九月晦日、持明本抄、參海住山、其日不入見參、無言之由被仰出畢、以愚札明本訓卷之由、令申之處明朝可來之由有其仰」（中略）此事一期之内、大ニ憑シキ事也、アハレ此事を聞ニ光明院等ニ沙汰セハヤ、若不叶者、時々語申スヘキ也、又東北院侍從得業ハ短命人也、然而今年ノ夏見レハ無下ニハ不見、真実修学者也（下略）」、とある。この後に「同三年三月一日於海住山書寫畢、（中略）仮名比丘覚遍」の奥書があり、又前引の文中に「後ニ光明院等ニモ可申」「アハレ此事ヲ聞ニ光明院等ニ沙汰セハヤ、若不叶者時々語申スヘキ也」とあつて、覚遍が貞慶から直に傳授された本であるか。本書は果して覚遍が伝受された本であろうか。或は良算書写本が何かの事情で覚遍の手に入つたものであろうか。

これを貞慶が覚遍等に譲つた本とすれば、彼は弟子良算をして自分の草稿本を清書せしめて両人に譲つたということになるが、この場合は自筆草稿本の処置が問題となり、この推定は成立し難いように思われる。貞慶は本書の伝受に当り、かの付嘱状中で「将来付嘱之人、偏

題
外
抄
本
筆
も、表紙とはや書風を異にするが、
これ又貞慶自筆の如くである。
覚遍は師貞慶から自著の本を譲ら
れたのであるから、当然本文も貞慶
自筆であるべきにもかわらず、表
紙奥書のみが貞慶筆というのは何故

第1回
あ
る
こ
と
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
下
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
上
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
中
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
下
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
上
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
中
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
下
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
上
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
中
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
下
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
上
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
中
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
下
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
上
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
中
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
下
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
上
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
中
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
下
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
上
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
中
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
下
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
上
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
中
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
下
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
上
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
中
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
下
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
上
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
中
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
下
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
上
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
中
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
下
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
上
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
中
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
下
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
上
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
中
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
下
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
上
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て
い
た
と
考
え
ら
れ
た
の
で
ある
か
ら、
當
然
本
文
も
貞
慶
自
筆
と
し
て
差
え
な
い。
又
第
十
見
返
し
の
問
題
の
一
部
に
は、
良
算
筆
の
貼
紙
よ
る
訂
正
が
な
れ
て
お
り
(
第
二
図
中
)
こ
の
表
紙
は
古
く
す
で
に
覺
遍
良
算
の
頃
に
付
さ
れ
て<br

写本の外題問題が貞慶筆と考えられる点はこの聞書の記事と一致している。貞慶は本書の伝受に意を用いていたのであり、特に書写を許した良算に対しても表紙に自筆を加えることは十分に考えられるところである。もしこの考え方方が成立つとすれば良算書写本の表紙の部分は貞慶の建暦二年十月一日の筆跡である。

以上の如く、本書は貞慶自筆の原本ではないが、その伝来を尋ねれば、彼と極めて関係の深い由緒ある書である。自筆本は失われてしまっているが、本書は貞慶が自ら筆を加えた表紙および奥書を有しており、自筆本にも准べきもので、まことに貴重な存在ということが出来よう。

第2図 明本抄第6(上)、及び第10(下)卷首

接聞いて書いたものとは考え難い。又「東北院侍従得業……」とあつて円玄でないことも明かである。明本抄の著述に特に関係が深かつたのは良算であり、これは彼の聞書として誤ないであろう。この聞書には建暦二年九月晦日、明本抄の調査出来し、海住山に持参したところ、貞慶が「外題問題合書御」とあるが、この良算持參の明本抄は貞慶自筆本であろうか。本書の著述はすでに建久初年乃至それ以前から行わっていたようで、自筆本の調査出来というよりはむしろ良算書写本の調査が出来上つたものと考える方が妥当ではなかろうか。現在の良算

本書には所謂「明本抄日記」又は「明本抄日記并要目録」なる書名のものは附属していない。しかしその原本たる建暦二年十二月三日貞慶明本抄付嘱状、同廿六日良算起請文、康元元年十二月廿五日覚淵明本抄付嘱状等が添えられており、一巻の書となつていないのが当然である。なお貞慶明本抄付嘱状の筆跡を見ると、海住山寺文書建暦三年正月十一日貞慶起請文と同筆であるが、これらの本文は共に貞慶が門弟の誰かに代筆させ、自らは署判のみ加えたものである。⁽²⁾ 本文の筆者は誰であるかということが問題となるが、これについては今直ちに断定を下すことは困難で、後の検討にまちたい。貞慶明本抄付嘱状の花押を海住山寺文書に見る承元二年、建暦三年の貞慶花押と比較すると、筆運は同じであるが

形体はやや異っている。花押の形は時により異なるものではあるが、承元二年、建暦三年の間に位するこの花押が特に両者と異なる点に疑問が抱かれるが、本付嘱状を写しとまで言うことは果して妥当であろうか。この点についても更に検討を加えることとして、ここで結論を下すことは保留したい。

三 紙背文書について

紙背文書のあるのは第一、第三、第六、第十の四巻であるが、書写の時期から推して、第一、第三、第六の三巻の紙背文書は文暦二年四月以前と考えられる。この紙背文

（承元二年）
書全部を紹介することが望ましいが、ここでは紙数の都合上、所領関係その他一部のものに限らざるを得ない。なお本文を掲げるに先立つて、その中の二三について若干の説明を加える。

[1]は白檀印経奥書きが同一筆者により、一枚の紙に合せ写されている、署名は單に「御判」「沙門釈」とあるのみで、名前は明記されていないが、その本文を見ると、何れも親心なる人物と関係の深か

第3図 国 貞 康 花押

つた者と考えられる。特に付嘱状案によれば、親心に自分の本尊を譲つているのであり、「御判」の主は親心の師ではなかろうか。正治元年頃には貞慶は笠置寺に住していたが、彼の門弟中に親心なる者がおり、先の「御判」「沙門釈」とは共に貞慶と考えて差支えないであろう。なお永仁二年八月日新薬師寺衆分寺僧等申状には「今水田者、悉為解脱上人之御寄附、末學誰可成押妨之企哉、爰當寺燈油仏聖井解脫御房御本尊尺迦堂之長日法花經供料水田一町、河上在之」とあり、⁽¹⁹⁾永仁年間頃、貞慶の本尊の釈迦如来像が同寺に納められていたという。或はこの親心に譲られた白檀印経奥書きは後に新薬師寺に安置されるに至つたのではなかろうか。

[3]については「中尊寺迦」とあり、どこかの堂の仏像を書上げたものの如くである。覚通の手許にあった文書であるから、或は興福寺内ではなかろうか。もし然りとすれば、中尊寺が釈迦であるのは中金堂、西金堂の二つであるが、この点については更に後の検討にまちたい。眞は嘉祥元年五月、元興寺塔の露盤が盗難にあつた為、その犯人が明かになるか否かを占つたものである。露盤は塔の最上部にありしかもかなりの重量があつて、塔の上から盗み取ることは一寸考えられない。したがつて嘉祥元年頃、元興寺塔は解体修理中で、露盤も下に降されていたものであろうか。この塔は約二十年後の寛元四年頃にも大修理を行われており、⁽⁴⁾その間隔は余りにも接近している点が不審にも思われる。しかしこれより先、貞永元年に雷火を蒙つたが「令撲滅」めた為焼失は免れたという。或は寛元四年頃の修理はこの雷火によるものかも知れない。

跡は年月日を欠いており、何時のものか明かではない。これは第十一

の紙背にあるが、この巻の書写年代は建暦二年九月以前であり、これ
を降ることはあり得ない下端一と二字分が切断され、意味のとり難い
点もあるが、某寺の塔の建立に当つて工等の間で相論が行われた際の
ものである。この塔は何処のものであるか明記されてはいないが、「六
重ニハ龍成候了」とある如く、五重塔ではなくて七重又は九重塔であ
る。鎌倉初期頃に建てられた七重又は九重塔の中、今知られるのは
東大寺七重塔（東塔）、法勝寺九重塔の二つであり、この塔はその何れ
かと考えられる。

東大寺の場合は元久元年四月五日事始、承元二年六月廿日据礎立柱、
翌三年六月廿日第二層立柱、更に工事は第三層にまで及んだが、同年
八月大勸進榮西は法勝寺九重塔再建の為東大寺を離れて法勝寺に移り
工事は停頓した。榮西入滅後の建保四年正月にこの工事は再開され、
貞応二年三月に至つてやつと塔の完成を見るに至つた。⁽¹⁾

法勝寺九重塔は承元二年五月十五日焼失、同年十月十七日事始、同

四年七月十六日心柱立柱、建暦元年三月廿日第六重立柱、建保元年四
月廿六日落慶供養が行われた。⁽²⁾前述の如く、この言上状が出されたの
は建暦二年九月以前であるが、その時にはすでに工事は第六重に及ん
でいたのであるから、この塔は東大寺ではなくて法勝寺九重塔と考え
るべきものである。特に文中に榮西の名が見えることもそれを裏書きし
てくれよう。この言上状には塔の建立に当つて工等（鋲物師か）の間
に相論が行われたこと、特に南都と京の工の間に対立があつたことが
知られて興味深いものであるが、法勝寺九重塔造営に関する数少ない具

体的な史料としても重要である。

なお本状の筆跡は、中村直勝氏所蔵の建永二年六月廿一日造東大寺
大勸進榮西献上状とよく類似している。更に検討を加える必要はある
が、或はこの言上状の差出人は榮西その人ではなかろうか。又これが
出された時期は第六層立柱の建暦元年三月廿日から同二年九月までの
間である。又文中に「東大寺鋲物師是助」とあるが、これは大仏铸造
に際して榮和卿等と共にその任に当つた「日本鋲物師工十四人」中の
「大工散位草部是助」のことであろう。⁽³⁾

註

[1] 因明事、本無其功、随又廢之、今年春秋之間、期加覆審、改治往日遺草、
或與當時潤色、至十一月一日、如形統纂、其間謬失錯等、深謬恐冥誤、

隨分清淨之志、大明神可垂納矣、病氣相續之間、未及再治耳、

建暦元年十二月廿三日貞慶記之

[2] 春日社源密相所収 第一、第三両巻のみ全巻良算筆、第一、第四、第五
五の三巻は奥書のみ良算筆。

[3] 光福寺別當次第

[4] 興福寺所蔵（明本抄葛羅所収） 南都七大寺大鏡、大日本佛教全書明
本抄にそれぞれ写真及び原文が収録されている。

[5] 大日本仏教全書 明本抄

[6] 貞慶文には「乍臥病席令人記之」とあり、他人をして代筆せしめた
ことは明かである。又付嘱には「病及急切、不能右算之狀如件」とある
が、当時は「右半」を「筆をとること」の意に使つている場合が多く（大

日本国語辞典その他参照）これ又代筆によるものと考えられる。

[7] 承元二年九月九日 貞慶仏舍利安置狀

建暦三年正月十一日 貞慶起請文

[8] この付嘱状案のみは「鎌倉形刻因縁」に掲げられている。

(9) 海住山寺文書 建保七年二月十四日海住山寺々僧等連署起請文

経定寺(京都市)所蔵 木造釈迦如来立像脇内纳入文書 宝印陀羅尼

経奥書(この釈迦如来像は貞慶およびその開基者の結縁によるもので、その納入文書中に親心の名が見えてるのは、彼が貞慶の門弟なることを示すものである。)

10 11 12 13 14 15

堂本四郎氏所蔵 古文書手帳「柄のくら葉」所収
春日神社文書 寛元四年三月十日元興寺別当東門院寄意状
百鍊抄 貞永元年二月二日条
東大寺七重塔(東塔)造営について、山本栄吾「東大寺初期大勤造営の業績」(日本建築学会論文報告集第五四号) 筒井英俊「鎌倉時代に於ける東大寺の造営と大勤行房」(論衡第八号)
百鍊抄 東大寺經要錄 造仏篇

(2) 氏名未詳書状断簡(後次)

只今花林院御所候之間、先私所存を令申上候也、重隨仰可

申上候、旅所ニ候之間、御詣文之跡、異様、悉入候者也、便宜天可令被詣給〔後次〕

宇多庄神人之間事、畏以承候了今朝京御使令參候天、在家役并公事對抑事、可任先例之由、尤可載社家諸文候と、申入候つれば、以被申趣、

申入候之處、仰云、此詣文ハ難免事也、然者在家役并公事對抑事ハ可被召別請文之由、被仰京御使候了、此上猶可被載一紙之由を、可申上候候寛芸〔後次〕 (後次)

(3) 仏像文
中尊尺迦 弥勒 勝義生 文殊 十一面觀音 善法淨惠

法誦 德本 広惠 如理請問 為甚深義密意 梵天 帝

釈 四大天王 須菩提

(4) 吉富名沙汰人言上狀(折紙)

吉富名沙汰人謹言上

中尊尺迦 弥勒 勝義生 文殊 十一面觀音 善法淨惠

法誦 德本 広惠 如理請問 為甚深義密意 梵天 帝

釈 四大天王 須菩提

(5) 法印覺書狀(三月廿四日)

造大神宮役夫工事、當寺領勤不、先例不覺悟候、早相尋子細、於寺家、

可致沙汰候、且以此旨、可被披露候、恐惶謹言

三月廿四日

法印覺通

宝鏡印經奧御日記

正治元年六月廿二兩日之間、於笠置山般若台、奉書写了、依同法體心上人勸進也、願以此功、与上人生々常得為善、同居自余廻向、只同施主志願耳

沙門寂々

(第卷三紙背)

(6) 氏名未詳書状（後欠）

御札之旨、委承候了、和余庄之間事、若可蒙仰候事出來候者、蒙仰可

令申候也、兼又被西事、具以令申入候了、而自去十二日、裡定慶下御

□御述修、昨日結願、仍□無候、殿中物然自今□

（後欠）

(7) 勝円書状（六月十九日）

新庄御下文賜預候、為御不審令進候

仰兩年數月訴訟、令惱亂身心候之處、已一時散齊候了、喜悅之至、申

而有余者歟、迫年齡九旬、念私之外不可有他事之處、遇不應之違緣、

令對論候、頗存之外子細候、今幸奉遇憲法御時、預正道御下文候之條、

向後尤尊候、御參之次以此題

（接續するか）

可合披曉給候、恐々謹言

六月十九日

勝円

光明院御房

(8) 氏名未詳書状断簡（後欠）

白鳥御庄之間事、御在京之時、委令言上候き、四郎左衛門尉友景、下

司ニ被成候事、令申子細候之處、尤以費申候、早給御下文可遣候、散

期已近日罷成候、為所當沙汰、尤無存候也、此様ハあしかるましき御

計候、又古川事、無下令定候了、似自由沙汰、□ニ於古川□町一反

者、任先例、（後欠）

都推那後□奉書（五月十五日）

檜垣庄陳狀關故拆折如此候、子細見狀候歟、可被遣領主得業之許之由、

所候也、恐惶謹言

五月十五日

都推那後□

進上 元興寺別當法印御房

○○ 散位資占文（嘉祐元年五月六日）

未御歲男

今月五日午刻、所見出元興寺塔露盤被盜取之、件盜人持行何方哉、

令嫌疑者、可顯狀如何

占、今月五日乙丑時、加十 功曹、臨丑為用、

得朱雀仲大衝、六合終天罔句陣、

行年辰上大二青龍、卦遇元首頭

推之、被能嫌疑者必定可令顯現者歟、人物共可西方行向者歟、

嘉祐元年五月六日

〔卷第十紙背〕

(12) 親□書状（十月十日）

今月八日乘船候了、祈請事、能々可令懸御意給也、抑、檜樽五十寸、

樽六百寸、進上之、但先日令申候之様ニ、木津へ可令付進之由、雖

思給候、城外之間、留守下人、定難沙汰進候歟、遣御使、可令沙汰取

給候也、每事期後便候、恐々謹言

十月十日

親□

(13) 氏名未詳書状断簡

日米參籠信貴山 築居無其期存候間、存□云去十九日罷出候也、其故

ハ、座主御房令還補給候テ、山上事なんとも、可仰合と西塔院主二□

還補之由、仰候しかどん、再三辟申候き、其上 院官□、可尚還補之由

(前事)「不及左右候」

被仰下候、旁邊過次第候テ、懇令還補候了、存外不可^(四)次第出來候也、

今年ハ

(後欠)

時 荣西言上狀カ (後欠カ)

仰皆謹以承候了、則高折紙、加一見謹返上之、此条凡不可說、不足言事候歟、自蒙仰事不候、誰人仰とも不覺悟候、然而口曾候、召付候了、則高ヲハ東大寺諸物師是助□、雖訴申、不改定候之處、如此遂亂結構候故□以可令召替候歟、御塔事、大宮大納言殿御奉□時、末包一人をもて、被造營候之刻、不事行候□、依勅定召返、被仰付榮西之日、第二重御□送五箇月候了、爰存旨候、召加京工候之時、及殺□候かは、末包水令廢除候了、今召加兩人候は^(第五)六重ニハ罷成候也、九輪同長候歟、則高如此□中候^(第六)、自由いつともなく仕候ハんと存、如此申候、一切不承引候也、一々可令察御候歟、則高以外□奉申付候、豈非罪科哉仍言上如件

(後欠カ)

(附 記)

海住山寺文書については佐藤直明氏の紹介原稿(史学雑誌七〇ノ二)を参考させて頂いた。原本の閲覧を快く承諾された同氏に対してあづく御礼申上げたい。

(田中 稔)

鐘（一 双）

奈良市蓮寺町 手向山神社藏

高さ26.0cm・長さ28.8cm・巾13.5cm

桃山時代

手向山神社に伝えられているもので、鉄製の鐘に美しい文様を真鍮で象嵌した呑良鍾である。少しのいたみや「落込」のところの彫りかえはあるが、全面に桐唐草、笛唐草、鳳凰、雲芝雲流水に水草、菊花、葦に雁などの文様を真鍮象嵌でだす。

「かこがしら」「わからがね」及び「踏込」の部分には文様はないが、「かこくび」から「紋板」にかけて全面に桐唐草文様を象嵌し、鳴胴の中央には雲芝雲にめぐる鳳凰を二つは左向き二つは右向きに出し、その上下左右は共に笛唐草、雲芝雲、笛唐草文様を隙間なく象嵌している。「やないば」の部分には流水に水草、波頭、菊花、桐唐草文様を出し「文字」の部分には桐唐草文様が見られ、「否先」の外面には全く趣きの変った風情ある葦に雁文様が象嵌されてまさに美しい。唐草のつる、流水、葉、雁は系象嵌の手法を用い、桐、鳳凰、笛、菊、雲芝雲、水草、波頭には半象嵌の技法を施す。平象嵌では鷺彫りを行い文様に立体感を与えている。殊に「鳴胴」の部分に見られる鳳凰は力強く、全体に輪郭彫りがなされてその技術の精巧さを示しているが、一方の鳳凰がすでに大部分脱落しているのはまことに惜しい。

この鐘にみられる文様は、箇を竹に見立て、桐竹鳳凰文様とも解されよう。桐竹鳳凰文様は主上の御袍の文様であるが、この文様を鏡に使用したことには文様が文様だけに何が深い意味があったと考えられる。当社の祭礼、手搔公には室町末期即ち天文八半まで勤使が差向けていた。したがって、勤使専用の鏡と考えられなくもない。真論のわが国えの輸入時期とも年代的に差支えないが、文様の風趣からみて桃山期も初期の作品と見るのが妥当であろう。とにかく、珍らしい真鍮象嵌の初期の作例として貴重なものといわねばならない。

（守田公夫）

遺跡・庭園の調査

建造物研究室・庭園

水無瀬難宮跡並に伝桜井御所跡の調査

一 調査概要

昭和三十四年夏七月から九月にかけて、名神高速道路沿線史蹟調査の一環として、大阪府三島郡鳥本町大字広瀬及大字桜井地内にある水無瀬難宮跡と伝桜井御所跡の調査が行なわれた。大阪府教育委員会の依頼を受け奈良国立文化財研究所員が中心となり、

京都大学大学院学生村岡正君等の協力を得て実測調査にあつた。測量した総面積は約五〇ヘクタール（約五十町歩）を要した期間は外業は七月二十五日から九月十日までの晴天二十五日間、その後年末までの間に実測資料の計算、実測図作製、古図及び図文書の複写、文献資料の涉獣、報告書原稿整理などを行なつた。

二 水無瀬神宮と下御所跡

後鳥羽上皇は白川殿、鳥羽殿など、藤原時代以来の皇室所有の庭園を復旧修理させる一方、丸殿、五社殿など泉石に名のある公家の邸宅などを仙洞御所として利用した。その中で白川にある嚴勝四天王院は建物の配置と庭園の姿が判る例として知られるものである。

正治元年（一一九二）には、大規模な水無瀬殿（後の上御所に対して下御所と呼ぶ）が造営された。

遺跡・庭園の調査

その位置は現在の水無瀬神宮を中心とした一帯即ち水無瀬川と淀川の合流点に近かつたようである。

文書によると、水無瀬御宮山米書、経業師成記（水無瀬神宮所蔵）

によると、水無瀬御宮之儀者則後鳥羽院御田殿也、延喜三年於隱或國崩御之局、宸事御影ヲ被下、以後水無瀬御田殿ニ奉納、永御祈念可申之旨宸筆之御手形ヲ被下間、則御田殿奉成御鎮座奉水無瀬御影堂、以後明応三年從後土御門院被贈達神守、神門等得共子細有之右神号神門者被返還、其後者奉稱水無瀬御宮候事

七月二日

經業

と書かれている。また別に足利義詮御教書（水無瀬神宮所蔵）に、

水成瀬御御田跡鳴動事可致祈謝誠之由可被相触禪矣等中候恐々謹言

花押

（花押）○義詮

延喜元年（一一五六）三月八日

水成瀬宰相殿

というのである。

正治造営の水無瀬殿（下御所）がどんなものであつたかは増鏡や、明月記によつてほほ推察できる。い時代には青葉社の近から、阿紫院の方面に抜けていた時代もあつたらしが、建保四年（一一二六）の洪水期には、このあたり一帯が水びだしになつたこともある。又高野日記には

尾上殿流殿田上のいなは殿河口にのそめる貴賤と増鏡にあつた。

しかし淀川と水無瀬川の合流点に近かつただけに川添いの渡殿とか舟から直接上れる釣殿、川の水をそのまま引き込んだ庭園の主要部分などは、水害を蒙ることの避けられなかつたようである。現在の水無瀬神宮境内の地形の起伏から、初期難宮の様相を想像しにくいけれども、現況を宝曆に書かれた図と照應しながら、その旧城を推定して見ると現在の神社境内のすぐ東側の水田及び満川は昔の河床を伝えるものらしく、従つて難宮の敷地は、その神殿附近を東端として、それはもつと西方にひろがりを持つていたようである。また水無瀬川の流路はもつと古いた時代には青葉社の近から、阿紫院の方面に抜けていた時代もあつたらしが、建保四年（一一二六）

このように下御所の区域は洪水によつて度々洗わ

せ給へり御前の山より溢出とされたる庭の小松もけに千代をこめたる庭の洞なり

と増鏡にあつた。又高野日記には

尾上殿流殿田上のいなは殿河口にのそめる貴賤の渡殿約殿所々の若木は色あひ水の心はへそのおりおりの景色を書きわけられないまも目につけたるよう侍る

れたであろうし、地形的に昔の姿を物語るものは見出せないが、神宮建築の背後にある茶席燈心亭の庭にある小さな池辺の庭石だけは池の面積から見て不釣合のものであることから、当時の庭石を若干転用したものではないかと考えられる。

三 水無瀬離宮上御所跡

最初に出来た下御所は建保四年（一二二六）の水害で致命的破壊を蒙つたため、翌建保五年には更にその西方五百メートルほど隔つた百山（山頂を含む）及その東南山麓方向に離宮を移したことが明月記などの古記録によつてわかる。

上御所の区域はどれ程であったかについてはまだはつきりとした解説がなされていない。

後鳥羽天皇が造営された離宮のことであるから、希望されれば如何ような土地をも入手することができた筈であるが、それにもとめ、旧東大寺領を外さねばならぬとすれば、それは撰津園上郡第一条第二里の西北部坪付（四十九、一六二一）と同第二条第二里的東北部の坪付（一、三、一〇一、二三、二四）とから割り出されるもので、宝曆年間の古図は家領である区域がほぼその重要部分に相当することが判る。即ち旧水無瀬は宇東大寺と字桜井との中間に介在していたと見るべきもので、従つてその区域は東西長径六町南北四町、即ち二十町歩前後と考えてよさそうである。

國鉄東海道線に沿う国木原、金井戸、馬場殿及びやや西寄の字御所谷附近は昔の御所や離宮のあつたところらしい。五反田池は宝永九年に池となつて

るようである。

園池は自然流下の水を堰塞したものであり、更にその一部には新しく造られた池⁽²⁾もあつた。自然の丘阜ある百山を築山に見立てるなど地形に順応して造るといふよりは、自然に順応したものであると言つてよい。これを同じく鎌倉時代初期に築造された鎌倉永福寺（文治五年・東遷）伊豆福成院（文治五年・東遷）天理内山水寺（建長以前・内山記）の園池などと比較すれば、構造の上で、類似の点が頗る多いことが分るであろう。若し伝えのようによると、鶴ヶ池が惟喬親王の別業園池の地形を模倣したものであるとするなら、これら園池が唯一の平安時代初期宮苑遺構などとも一脈相通するものであることは当然である。

おまかこの雄大な地形に加え、北に水無瀬の山々と平原を望み、東に桂川の合流点附近から対岸男山八幡宮にかけての淀川の大風景の眺望などを園内の背景として取り入れていることなど、俊偉綱によつて提唱された平安時代の山莊園庭の伝統にも相通するものがあり、平安・鎌倉時代宮苑の特色を遺憾なく、示すものであることが判明するであろう。

五 結び

今回の実測調査によつて大坂阪三島郡島本町内地内の園池跡などと比較すれば、構造の上で、類似の点が頗る多いことが分るであろう。若し伝えのようによると、鶴ヶ池が惟喬親王の別業園池の地形を模倣したものであるとするなら、これら園池が唯一の平安時代初期宮苑遺構などとも一脈相通するものであることは当然である。

西側三百メートル程の所は、桓武天皇皇子円満院法親王の桜井御所跡と伝えられている。古記録が正確を欠くきらいはあるが、その附近一帯の地名である御所内、御所池、六条殿、薬師堂之庭、御堂前、苔山などの地名が示す通り、山地を開いて平坦地とし、山筋ある御所の敷地として利用し、または園池として鑑賞したと推定される地形である。殊に御所池と呼ばれる一帯は、平安時代初期の宮苑遺跡である旧庭鏡院園池（大沢池）などと類似のものであつて、おそらく円満院法親王離宮の跡の伝えも無下に否定はできないであろう。

四 伝桜井御所跡

楠公父子訣別の所と伝えられる桜井駅跡のすぐ西側を国鉄東海道線が通つているが、その線路の更に上は、地下遺構の記録保存することのできるよ

う、今後工事現場との連絡を緊密にされたいものである。

註(1) 平安時代初期文德天皇皇子惟喬天の別

業の跡であると伝える。扶桑京華志卷之三によれば「水無瀬宮」在「水無瀬池」今之瀬池是也。

惟喬親王別業」とある。従つて後鳥羽上皇の水無瀬離宮上御所の園池は完全な新設ではなく、曾て別業に利用されていた地形を利用し、流や立石などを加えたものと見られる。

(2) 明月記建保五年二月廿四日の条や、拾遺愚草(水無瀬神宮古文書所収)などに流や立石のことがでている。

(3) 作記の編者で、その中には後醍醐天皇の庭園意匠論が縱横に論ぜられている。作家であると同時に評論家としても聞え、尊卑分明にも、「水石風骨を得たる人なり」とある。続世經には鳥羽殿に対する辛辣な評論が書かれている。

兩都諸大寺伽藍構成と地形の関係

標記の問題を考察する手始めとして、東大寺旧境内の地形調査に着手した。測量調査の区域としては北は知足院山から南は南大門前面の吉城川附近、東はまんなおし地蔵尊から手向山八幡宮東山の土壁を結ぶ線、西限は軒吉門焼門西大門跡を経て附井上邸西側築地解(旧東京極大路)を結ぶ線、東西八五〇メートル、南北八〇〇メートル面積にして六五ヘク

タール(約六五町歩)の区域内に存在するほんど

すべての建物の位置と、地形の特徴を記入したものである。中でも宮内庁正倉院事務所のお許しを得て、依頼によ

り正倉院境内を含めることができたことや、依頼により四聖坊庭園を詳細に調査することができたことは、望外の幸であった。

調査の結果明らかにされたことは、

① 桓吉門と焼門(中御門)の中柱を結んだ旧東

京極大路に平行する線は南大門から新禪院(金剛学

園)、県警察本部長公舎築地塀の南限から五・五〇メ

ートル北の地点を結ぶ様と直交すること。

② 南大門の中心から垂直に引いた直線(貞北)

は、南大門の中心と大仏殿の中心を結ぶ直線上か

ら、東に一度二〇〇分だけ外れおり従つて大仏の中心は、それから五・五〇メートルだけ西に寄つて立つている。

③ 現在鐘樓の建つている丘阜は、元、大仏殿附近から戒壇院の附近まで延びていた。その丘の高さ

は鐘樓の附近では海拔一二八メートル(現在平均一

二メートル)大仏殿中心附近では一八メートル位(現在平均一〇一メートル)あつた。従つて大仏

の肩あたりまですっぽりと入る位の高さであつたら

し。

④ 本坊の北から水門町に向つて真西に抜けている水路(白蛇川)は、天平四至國には書いてあるが、昔からあつたのではなく、東大寺の寺地を開くに当り

人工的に掘つたもので、元の河川は東塔の附近から長い築地塀があること。

⑤ 知足院山上に西南から斜に東北に向つて走つ

る築地塀の北寄に流れ、東大寺大仏殿廻廊の西南隅前面を

更に西塔と戒壇院の間を流れる川につづいていたら

しいこと。

⑥ 南大門と中門の間、現在の五百立山のすぐ東南方あたりには海拔高約一〇九・七メートル位の尾根があり、それが鎌倉時代はじめに取除かれ、その後に鍛池ができるること。

⑦ 大湯屋の南の池から食堂跡南につづく川は現在講堂跡の東北隅で、童松院と竜松院との間を流れ下る溪流と合流しているのが、元はあのように北に曲らず大仏殿土塀のすぐ北下方を真西に向つて流れ、中御門(焼門)のすぐ北側から、東京極大路を横切つて西方に流れ去つていたらし。

⑧ 童松院と竜松院の間を流れる溪流は元は知足院山裾に添つて真西に流れ、正倉院南池の本通りニスコートの南下方向から対山莊の附近を西流していた。従つて講堂、三面僧坊の西室のみは、これらの溪流が下方浸蝕した谷間の地形を大仏殿造営のために大きく削つた土砂を以て埋め立てたその上に建設したものと見られる。

⑨ 食堂の基礎の南端の一部らしい粘土層が宝嚴院の園池中に露出しているが、その位置は講堂礎石

から見ると南から五列目の礎石の列の延長上にあること、宝嚴院の門前の道路上に横たわつている造出のある柔軟な礎石は講堂の南から六列目とその隣

石は、海拔一二三メートルの土表面上に露出していること。

こと、宝嚴院の門前の道路上に横たわつている造出のある柔軟な礎石は講堂の南から六列目とその隣

石は、海拔一二三メートルの土表面上に露出していること。

こと、宝嚴院の門前の道路上に横たわつている造出のある柔軟な礎石は講堂の南から六列目とその隣

石は、海拔一二三メートルの土表面上に露出していること。

こと、宝嚴院の門前の道路上に横たわつている造出のある柔軟な礎石は講堂の南から六列目とその隣

石は、海拔一二三メートルの土表面上に露出していること。

こと、宝嚴院の門前の道路上に横たわつている造出のある柔軟な礎石は講堂の南から六列目とその隣

附近に於ける他の建物の方位角とは少し異り、真北に対し、少しく傾いている。

以上この実測調査を通じて思ひがけない種々の資料を得ることができたのであるが、現況の実測図、東大寺造営以前の地形推定復原図などは、拙稿「大和文化研究第五卷第四号」を参照されたい。

猶このほか昭和三十五年六月現在は興福寺旧境内地の調査中であり、次第に他に及ぶ予定である。今後同様の調査を進めて、地形がどの程度考慮に入られるか、或は伽藍配置の伝統的固執のためにはどうかの明確をつけて見たいと思う。

南宗寺（堺市南旗籠町）庭園の復原的修理

一 南宗寺 原史

そもそも南宗寺は最初袖松の傍にあつたが、弘治二年好長慶が大林和尚を開山とし寺地を宿院町の南（中之町東三丁、妙法寺の現在位置）の地に移し、弘治三年（一五五七）十一月落成供養したものである。天正二年（一五七四）松永久秀の乱で全焼する。復興後又元和元年（一六〇四）の四月廿七日の兵火で荒廃して、たのも、元和三年（一六〇七）中興供養と在住の頃現在の所に再興された。そして元和九年（一六一二）七月十日第二代守軍秀忠、同年八月十八日第三代將軍家光御成があつた。旧坐雲亭の建物はその頃のものと伝えられる。

当時の南宗寺の建物の配置は南宗寺伽藍古図に書かれているが、庭の姿は記入されていない。しかし

描かれていないから全然無かつたとは言えない。其の後延宝七年（一六七九）には方丈の真正面に当てて、東照宮御堂屋が造営されている。奥書に寛政乙卯（七）年（一七九五）とある和泉名所圖会に描かれている所が江戸時代末期の寺の姿であるとすれば、それは私が最初昭和七年に訪ねその後しばしば見に行った頃の姿とはほとんど違つではないから、昭和二十年七月の戰災までは、ほとんど旧態のままを維持しつづけて来たものと見られる。

二 復旧工事前の実測調査

今回の庭園の復旧修理工事に際しては、得来文化財に指定される場合のことを考慮して、ただ單に觀光的・目的に合致するよう美化することを考慮して、ただ單に觀光

とのを厳重にいましました。着工に先立ち、罹災當時のままの姿を先ず詳細に実測することからはじめた。

修理工事は勿論昔の姿にかえすのが主なねらいではあるが、長年月の間に土砂の堆積の他による地形

起伏の変化、土木建築工事によって生じた土石の移動などをできるだけ元にかえすこと、倒れたり、傾いたりなども必要である。落石を元の姿にむきを直すことなども必要である。落石に於て東照宮前川に献

された石灯籠の除去をはじめ、必要なある場合は植物の移植、伐採又是不足の場合は植樹により景観を整えることも必要である。別に利用上不可欠の場合は敷石飛石等を若干加え、或は通路を開き垣を

造る場合もあるが、それらの場合といえども全くでひかえ目に止めたのは言うまでもない。

かくて六月三日から工事に着手した。まづ第一に途中で消えていくように見える昔の枯山水型溪流に

添つて、その流がどこまであったのか、またその流の川底の構造がどのように、どの程度理まつたのかを検分するために発掘を試みたところ、その際川底のような敷石と川岸を形成していた石組とが、現出したのである。その場合庭の西側に於て護岸の石組に接し、一見飛石状の用途不明の石（紀州鹿青石）が數個見出された。それが後に投込まれたものと見られるだけで、あとはすべて使途明白のものばかりであったから、元から地表に現われていた石と組み合わせて、ここに溪流型枯山水庭園の景観を復原することができたのである。

三 調査の結果判明した庭園の変遷

次に着工以前の実測調査と復原的修理工事とを通じて判明した南宗寺庭園の変遷について略述しよう。

この庭園がいつごろのものであるかについては、先学も興味をもつて解説されており、その中にはこの庭園が元和以後のものでありながら古制を持つ

ことに注意を示している人もある。又この庭園の中心をなすとしている流口・石橋などの主題が方丈の正面から向つて右手（西側）に寄りすぎている

ことにも不審を抱く人がある。私もそれらとは同意見であるが、結論としてはやや異るところがある。

発掘着手前の庭園を調査している間に、私はこの庭園に使用されている庭石の中全く異つた好みのものが二種類あることを知つた。その一類は比較的大柄な和砂岩系の庭石で、何れも深々と掘えられており安定感がある。もう一つの種類は現在形式する一連の石組で、これらは石の質も少しく違

い、紀州の青石が主で、中には著しく海蝕を受けた砂岩などをもかなり見ている。これらの事實を通じて、私は選択者の明白な相違、引いては作製年代に開きがあるものと見たいのである。さてこれら的事実をどう解釋するかと言うと、その解決についでは今回の発掘が大いに物を言つたことは言うまでもない。

前述のように大納の庭石群は、その根が非常に深いのである。最も深いものは、六〇センチメートルも埋まっているものがある。それに對して、川添の石組は至つて根が浅く、中には盛土の上に乗せたようなものもあるくらいで、最も深いものでも三〇センチメートルを越えるものは少ない。一番大きな石（二つに割れている）のすぐ右（西）側の平らな右（西）側の石の如きは至つて根が浅く、僅か五センチメートル位のものである。

従つてこの二組の庭石群は同時のものではないことが分ると同時に、同じ手前（北）側の庭石群の中にさえも、後補のものがあることを知つたのである。

四 庭園史的意義

最後にこの庭の石組から判断した作庭の経緯と、

下方に於て浜流状をなすこの庭園景観を説明する間に、さまたて何となく窮屈そうな姿であったことを知る人は、現在見るこの庭園の主要部分が、一山の政策上東照宮を方丈の真正面に造営した時即ち延宝七年頃に、止むなく西に片寄せて、完成したものではないかと考えるのは当然のことである。從

つて、「麻古田機部正」と和泉名所図会に書かれ、桃山時代の名園の一つと呼びならわされて来たこの庭園も、嚴密に言つて江戸時代前期からなり頃の遺構ということに訂正されそうである。所が方丈の中央前面に横たわる大病の五個の庭石だけは、安定したものの姿勢から推し、根深くおさめられたその技法から判断しても室宝改造よりずっと古くからあるので、おそらく、この部分こそ元和五年（一六一九）に方丈が造営された頃の石組の一部が、幸にして元のまま残されたものであろう。元和創始の庭の姿は資料がなくて不明であるが、この石が東南から西北に向つて斜に流れ去る渓流添いの姿で、あることから推せば、それは成る時期に改造されてきたものであつても、方丈前面の地形の高所を利用しながら立石によつて渓を表現し、その全敷地の石橋をかける所謂大徳寺大仙院流儀の枯山水があつたのではないかろうか。現在、滝口や石橋や渓流を形成している立石が比較的小柄で形がにぎやかであるのにひきくらべて、渓流の底に敷きつめられている石の粒が粗大であること、渓流に拳石を敷く技法が室町時代の末期には、屢々採用されていることなどから考えると、先学も認めていたように、この庭の無量光院の遺跡は、東側を除く周囲三方を高さ約一メートル程の土壘状地形でめぐらし、その全敷地のやや西寄のところに池の跡らしい跡みが見える。昔の水面と思われるものは海拔四七メートルあたりのところと算出される。その中央やや南寄りに中島状の高所がある。この池への給水は五重塔の雨を通つて清流宮の南の所から無量光院東南隅に至り、そこから西北方に向い、池の東の方から流れ入り、余水は池の西の方から流れ出るようになつていたらしく、その排水溝のような地形は今でも指摘できる。建物の位置と思われるは敷地の北側の一帯でそと向による宿院町の室町末期の庭園の姿にも通つて、現南寺創始期は勿論のこと、三好長慶と大体の東半分は池底と思われる庄地の表面よりは約一メートル五〇ほど高い。また敷地の西半分も約一メートルほど高くなつておらず、北東方に最も重要な殿舎があつたと推定される。

のであると考える。

醍醐寺旧三宝院と無量光院等庭園跡遺跡の調査

一 醍醐寺の僧坊調査

昭和三十四年十二月に醍醐寺創制の同意を得て、同寺境内に残存する旧僧坊跡の地形調査を行つた。その結果仁王門（白西大門）から、金堂の方に通ずる参道の両側に藤原時代の僧坊とその庭園の遺跡が二つあることを知つた。即ち参道の南側のが無量光院、その北側のは旧三宝院（瀧頂院）であることが判つた。

二 無量光院遺跡

無量光院の遺跡は、東側を除く周囲三方を高さ約一メートル程の土壘状地形でめぐらし、その全敷地のやや西寄のところに池の跡らしい跡みが見える。昔の水面と思われるものは海拔四七メートルあたりのところと算出される。その中央やや南寄りに中島状の高所がある。この池への給水は五重塔の雨を通つて清流宮の南の所から無量光院東南隅に至り、そこから西北方に向い、池の東の方から流れ入り、余水は池の西の方から流れ出るようになつていたらしく、その排水溝のような地形は今でも指摘できる。建物の位置と思われるは敷地の北側の一帯でそと向による宿院町の室町末期の庭園の姿にも通つて、現南寺創始期は勿論のこと、三好長慶と大体の東半分は池底と思われる庄地の表面よりは約一メートル五〇ほど高い。また敷地の西半分も約一メートルほど高くなつておらず、北東方に最も重要な殿舎があつたと推定される。

旧三宝院の敷地は、その四周に土塁をめぐらして
いるので無量光院同様わかり易い。醍醐雍記事によ
ると永久三年（一一一五）、直後の建物の種類がわから
ない。またその間二回正治二年（一二〇〇）と貞永元年
（一二〇一）と焼けているが、鎌倉中期頃のうちに永仁
ことなら醍醐寺新要錄所収松林類が、中門・東門・西門・
（一二九八）の指図があり、須彌頂院、礼堂、處中門、
門裏、中門、西足門、殿上のはか西の通に面して唐
門が存在していたことを図示している。

旧三宝院は文明二年（第四回目）の火災以後は同
じ敷地では再興されず、金剛輪院（現在の三宝院）
が当時の座主の住居にあてられたので、いつしか金剛
輪院の名前のこと三宝院門跡と呼ぶようになった。そこ
の後焼跡の石などは、また曾て旧三宝院山城に運
ばれたものもある。金剛輪院の石橋として利用されたもの
は、金剛輪院の庭の石橋として利用されたもの
である。そして慶長七年（六〇四）頃にはその遺跡
は松原のようであつたと義准後日記（慶長七年一
月廿七日の条）に記されている。

醍醐伽藍をあてはめることができるので、主要建築の位置が見当つと同時に残余を庭園敷地と見ることが可能となる。敷地の東南隅の所が海拔標高約五〇・五七メートル・程の高地であるがそのすぐ西北側に四六・一七メートル・程の高地内で一番低い盆地があるのを水跡と見ることができるようである。現時の記録には薪水のことは書かれないので、十帖古に「瀧屏」の語が見え、滝の落ちる所より一丈西に平らな石があり、その石の上に神供壇を置いたことを記している。また隆慶僧正記によると既に以前からあつた滝を當時座主であつた助伯僧が在延二年（一二八五）に掃除し、水を落さない立派に再興したことが記されている。今回調査の結果、庭園裏面著な切れ込みを見つけることができたが、ここを流口とし、落水は南山桜をめぐつて、西に流れ下したものらしい。

四書題辭

は松原のようであつたと義准後日記（慶長七年一月廿七日の条）に記されている。

田畠は、後に水路が出来上墓が少しふさされたので昔の門の位置は判りにくいが四個の方は土塁の状態が昔のままである。仁王門のすぐ北側の所で、内側に七メートルほど屈曲し更に大道

このほか、天文十三年（一五四四）桂裏に引かれたことで庭園史上著名な九山八海石が曾てあつた苦提寺では大池の中にあつたのではなく、造水の小庭に置かれていたらしいことを知ることを得た。

原成志院原西遺跡の調査

静岡県田方郡藤山町北条にある真言宗藤成就院は伝運慶作の地蔵尊があることで有名である。この遺跡の調査の目的は、昭和三十四年夏期に実測調査し跡の水無瀬難宮藤園遺跡と比較し、鎌倉時代初期に於

九) 六月六日の条に
顧成就院の創造に関しては東羅文治五年(一一八
九)の建築配置と、庭園造成の特色をとらえて見たい
とする点があつた。

為北叢雲御頭、為近州征伐支-伊豆国北条内、被企三伽羅當作、今日沢古曜^{ヨシタケ}有事初立柱上後同間被逐供養、名面号^{マニケ}彌成院、本尊者阿弥陀^{アミタ}尊并不動多聞形像等也。更に正治二年(1861)八月八日の略にある。

又伊豆國福成院北院^{ヒツイ}勝者幽靈在世御亭也。而今帝奉安^{テイボウ}真置院、為北叢雲沙汰^{サタ}、被定^{ハセテ}私闇^{シヤク}。令^{シム}奉安^{テイボウ}。

弥陀三尊井不動地蔵等形像^{ハシマ}給^{スル}云々

また建保三年(1215)十二月十六日の條に、

又今日伊豆国類成就院南新御堂被_レ遂供養本
仏阿弥陀三尊并四天三像云々是為相州御領此
間所被_レ新造也

武州御願北條御堂上棟也、左近入道道然齋藤兵衛入道淨円為奉行^一。

ある。このように文治五年以降次第に伽藍を整備して行つた北条御堂即ち願成就院の本尊が阿弥陀如来であること、その成立が源賴朝の奥州征伐にちなんだり、平泉精舎を参考として源賴朝が鎌倉に創造した

永福寺と相前後していること、曾て永福寺跡には堂塔跡よりは、園池遺跡の方が明瞭に残存していたことなどから、主として、頤成就院の園池遺跡の地形の復原的考察に重点を置いたのである。

昭和34年度調査研究概況

I 総合研究

1 平城宮跡発掘調査（建造物・歴史）

最近の産業開発や、市街地の発展によつて平城宮跡の一部が破壊される恐れがある。特に現在の「某通ぞい」の地区では宅地化の進展が著しく、この部分の埋蔵遺跡の調査は緊急を要するので、その中の内裏推定地区より調査を始めた。この調査は第1次五カ年計画として今後続行するものである。

2 飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査（建造物・歴史）
大和平野農業用水路予定線上に板蓋宮推定地の石敷遺跡があるため、これを発掘調査した。なお用水路の開墾に伴う調査は、昭和31年以来当研究所が担当してきたのが、本調査は今後奈良県に引き継いで頂くこととなつた。

3 雨都諸寺伽藍地地形実測調査（建造物）
平城宮跡と同様に市街地の発展や観光事業施設の増加によつて諸大寺の旧境内地が変貌しつつある。

これ等はいずれも前年度より続行しているものであるが、いずれも前年度より続行しているものであるが、元興寺極楽坊から発見された資料の整理と研究を中心とし、さらに一層広く中世における庶民信仰の実体を明らかにする目的をもつて、当研究所が主体となり、奈良・京都国立博物館、その他諸大学の協力を得て調査研究を行つたもので、その一部の「仏像」に関する調査経過を本文中に報告した。

II 各個研究

1 美術工芸研究室・彫刻

藤原彫刻の研究・鎌倉時代における院派仏師の研究・能楽発達期における能狂言面の研究等を行い（本文中に報告）、また新しく聖德太子像の研究に着手した。

5 历史研究室・考古

出土品の整理、分類によつて古瓦及び土器・須恵器の編年的研究を行つた。

6 建造物研究室・建築

建造物の解体修理工事に伴う調査研究を、当麻寺曼荼羅堂その他について行つた。なお名神高速度道路工事に際して瀬田東寺発掘調査を滋賀県よりの依頼によつて考古室と協同で行つた。

7 中山庶民信仰資料の調査研究（美術工芸・歴史）
(文部省科学研修費交換金による)

主眼とし、さらに一層広く中世における庶民信仰の実体を明らかにする目的をもつて、当研究所が主体となり、奈良・京都国立博物館、その他諸大学の協力を得て調査研究を行つたもので、その一部の「仏像」に関する調査経過を本文中に報告した。

8 美術工芸研究室・工芸

工芸室は美術工芸研究室の統合調査に際しては彫刻、絵画室とともにねにその調査にあつた。工芸室の調査範囲は非常な広範囲にわたるが、出来来る限り全面的に調査を行つてゐる。それと平行的に工

芸室の研究テーマを四つもつ。「1」は舍利塔の様式的研究を行つてゐるがその目的とするところは、東大寺様式、唐招提寺様式、西大寺様式をはじめ全国の寺社に残存する多くの舍利塔の様式とそれがもつ美術工芸的価値の連関性の分類にある。「2」は厨子の研究であるが、これは厨子の年代差による型態の変化と工芸技術の特異性の解明に努力している。「3」は、能衣裳と小袖の研究で能衣裳と小袖を美術史的、染織史的に研究し、さらに芸能史、服装史の觀点からも研究する。4は、美術工芸作品に見られる文様の日本的展開。美術工芸作品に表出されている文様は外來系のものと日本系のものとに大別されるが、それらの文様から日本の文様の揺出とその変遷、それらの歴史的発展過程の明確化にあたる。手向山神社宝物の調査は4のテーマの一環として実施したが、幾つかの興味ある問題を得た。図版紹介はその一部である。

3 歴史研究室・古文書

前年度より引継いて興福寺所蔵の古文書典籍等の調査を行い、その中覚通本明本抄について本文中に紹介した。

- 4 伝承房窟源の研究（美術工芸・歴史）
5 興正善房叢書の研究（美術工芸）
6 仁和寺所蔵古文書・聖教の調査・歴史・建築）

研究発表

昭和三十四年度文部省科学研究費交付金による研究

A 講演		B 展観	
1 昭和三十四年五月十六日（於木所）	仁和寺の古文書調査について	1 昭和三十四年五月十六日（於木所）	仁和寺の古文書調査について
2 平城宮跡発掘調査報告会	南都諸寺の古國について	2 昭和三十四年九月二十六日（於現地）	田中稔
平城宮跡発掘調査報告会	南都諸寺の古國について 小林剛	昭和三十四年九月二十六日（於現地）	田中稔

研究成 果 刊行物		年 度	名 称	研究課題	交付金の種類	研究代表者	交 付 金 額
		昭和二十九年度	奈良国立文化財研究所学報第一冊（仏師速慶の研究）	中世庶民信仰資料の調査研究	総合研究	藤田亮策	二〇〇、〇〇〇円
		同	奈良国立文化財研究所学報第二冊（修院の復原的研究）	古美術品の科学的研究 「とくに美術工芸品の徹底的 調査研究」	輸入機械購入	浜田隆	九六一、二七九円
		昭和三十年度	奈良国立文化財研究所学報第三冊（文化史論叢）	奈良國立文化財研究所史料第一冊（兩無阿弥陀仏作善集複製）	藤田亮策	浜田隆	九六一、二七九円
		昭和三十一年度	奈良國立文化財研究所史料第二冊（西大寺寂尊伝記集成）	奈良國立文化財研究所学報第四冊（奈良時代僧坊の研究・元興寺極楽堂を中心として）	小林剛、森薫、杉山信三	小林剛、森薫、杉山信三	九六一、二七九円
		昭和三十二年度	第五冊（飛鳥寺発掘調査報告）	奈良國立文化財研究所史料第三冊（奈良時代僧坊の研究・元興寺極楽堂を中心として）	田中一郎、浜田隆	田中一郎、浜田隆	九六一、二七九円
		昭和三十三年度	第六冊（中世庶民文化史）	第六冊（中世庶民文化史）	小林剛	小林剛	九六一、二七九円
		昭和三十四年度	第七冊（興福寺食堂発掘調査報告）	第七冊（興福寺食堂発掘調査報告）	浅野清、鈴木嘉吉	浅野清、鈴木嘉吉	九六一、二七九円
		昭和三十五年度	第八冊（文化史論叢）	第八冊（文化史論叢）	坪井清足、鈴木嘉吉	坪井清足、鈴木嘉吉	九六一、二七九円
同	同	同	第九冊（川原寺発掘調査報告）	坪井清足、鈴木嘉吉	坪井清足、鈴木嘉吉	坪井清足、鈴木嘉吉	九六一、二七九円
同	同	同	第十冊（飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査報告）	浜田公夫	浜田公夫	浜田公夫	九六一、二七九円
昭和三十五年十一月十二日	前 所長藤田亮策先生急逝・十三日密葬	杉山 坪井 森 藤田 公夫	杉山 坪井 森 藤田 公夫	杉山 坪井 森 藤田 公夫	杉山 坪井 森 藤田 公夫	杉山 坪井 森 藤田 公夫	九六一、二七九円
同	当研究所において所葬を行ふ	田中(塚) 岡田 岩本	田中(塚) 岡田 岩本	田中(塚) 岡田 岩本	田中(塚) 岡田 岩本	田中(塚) 岡田 岩本	九六一、二七九円
昭和三十五年十一月二十日	当研究所において所葬を行ふ	同	同	同	同	同	同

2 国立文化財研究所の名稱及び位置は、左の通りとする。

名	称	位 置
東京國立文化財研究所	東京都	
奈良國立文化財研究所	奈良市	

に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(歴史研究室の所掌事務)

奈良国立文化財研究所
奈良市

3. 国立文化財研究所には支所を置くこと
ができる。
4. 国立文化財研究所及びその支所の内部
組織は、委員会規則で定める。

(昭和二十七年三月二十五日
文化財保護委員会規則第五号)

(沿革 昭和二十九年六月十九日 文化財保護委員会規則第五号)

第一条 奈良国立文化財研究所の所掌事務を分掌させるため左の四室を置く。

美術工芸研究室
建造物研究室

歷史研究室
庶務室

(美術工芸研究室の所掌事務)

彫刻、工芸品、書跡その他建造物以外の
有形文化財並びに工芸技術に関する調査

研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(建造物研究室の所掌事務)

第三編 賽道學研究之新進

ANNUAL BULLETIN
OF
NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE
OF CULTURAL PROPERTIES

1960

CONTENTS

	page
Summary of the 2nd Excavation at Nara Imperial Palace Site	1
Research Activities of Sculpture Section during 1959	5
On Manuscript Plan of Jōyugain (常瑜伽院) preserved by Ninnaji Temple	11
Summary of the Excavation at Traditional Site of Asuka-Itabuki Imperial Palace	14
Writings on the reverse of Myōhonshō (明本抄) the old manuscripts coppied by Priest Kakuhen (覺遍) owned by Kofukujī.....	19
Summary of Research of Gardens during 1959	27
Annual Activities	33
Organization of our Institute	34

PLATES

- "Nō-Mask" Inlaid Stirrup
Manuscript Plan of Jōyugain
Excavations at Imperial Palace Site of Asuka-Itabuki & Nara

Published by

Nara National Research Institute of Cultural Properties

Nara, 1960